

事務補佐員の募集（出入国在留管理庁）

令和8年1月30日

出入国在留管理庁では、以下の職員を募集しています。

1 業務内容

一般行政事務の補助的業務

（データ入力・補正事務、書類作成・整理及び電話対応・窓口業務等）

2 勤務場所

出入国在留管理庁

東京都千代田区霞が関1-1-1

3 応募資格

- ・日本国籍を有する者
- ・高校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・パソコン操作（Word・Excel等）ができる者
- ・細かい事務作業に自信のある者

4 勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）

- （1）8時30分から17時15分（休憩時間12時から13時）
- （2）9時00分から17時45分（休憩時間12時から13時）
- （3）9時30分から18時15分（休憩時間12時から13時）

上記（1）から（3）のいずれかの時間帯となります。また、状況に応じて勤務開始時間が変更となる場合があります。

5 雇用予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※雇用期間満了後、業務の必要性等によっては、勤務成績が良好な場合等に、雇用期間更新の可能性があります。

6 休暇

人事院規則に基づき有給休暇・無給休暇を取得することができます。

7 給与等

日額 約10,842円から約13,942円（学歴等により決定）

また、在職期間等を考慮の上、賞与が支給されます。

そのほか交通費相当額を別途支給します（人事院規則等の定めに基づき算定）。

8 社会保険・災害補償

(1) 健康保険、厚生年金保険

新規採用の場合、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の短期組合員として短期給付（健康保険）が適用され、短期掛金（40歳以上の場合は介護掛金も含む）、厚生年金保険料を徴収されます。それ以降、再採用された場合で一定の条件を満たしたときには、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の長期組合員として社会保険の適用を受けます。

(2) 雇用保険

雇用保険の加入となります。

※一定の条件を満たして勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用され、雇用保険の加入を外れます。

(3) 災害補償

公務・通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償を受けることができます。このため、労災保険には加入しません。

9 応募方法

下記13の連絡先まで、履歴書（顔写真貼付）及び職務経歴書各1通を送付してください。

10 応募締切日

令和8年2月13日（金）（必要書類必着）

11 選考方法

(1) 1次選考

書類選考

※上記10の応募締切日から開庁日5日間以内に通過者にのみ電話連絡します。

(2) 2次選考

面接試験（令和8年2月19日（木）を予定）

※1次選考合格者にのみ電話連絡の上、面接を実施します。

12 募集人数

1名

13 連絡先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

出入国在留管理庁総務課人事係

045-370-9755 (内線6843)

(平日9時30分から18時15分まで)

14 その他

履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

応募書類の持ち込みは受け付けておりません。（郵送のみ）

送付いただいた応募書類は、返送いたしません。

なお、応募により取得した個人情報は、事務補佐員採用手続事務の目的以外に利用することはありません。